

市からの

連絡帳

届け出

雨水浸透施設などの助成制度の
受付期限まであと少し！

集中豪雨や台風による浸水被害を軽減するための取組の一つとして、宅地内に雨水浸透施設(屋根に降った雨を道路や河川に流さず地下に浸透させる施設)などを設置する際の設置費用の一部(上限額15万円^{※c})を助成しています。

対 市内にある個人所有の住宅
□**実施期間** 平成31年2月末^{※c}(申請～工事完了)
※詳細はお問い合わせください。
▶下水道課 **図** ☎042-438-4059

12月から肝がん・重度肝硬変
入院医療費助成が開始

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変で入院治療を受けている方を対象とした新たな医療費助成制度が始まりました。制度内容や対象者・申請書類など詳細については、下記へお問い合わせください。
問 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 ☎03-5320-4472
▶障害福祉課 **図** ☎042-438-4035

税・年金

年金手帳は大切に ～再交付について～

年金手帳は、年金に関する手続きなどで必要になりますので大切に保管してください。紛失などで再交付を希望する際の手続き先は、下表のとおりです。

年金種別	申請先
第1号 任意加入	●保険年金課(田無庁舎2階) ●市民課(保谷庁舎1階) ※急ぐときは武蔵野年金事務所
第2号 (厚生年金)	●勤務先(または各共済組合) ※第4種被保険者の方は、武蔵野年金事務所 ※加入記録によっては、基礎年金番号通知書が発行される場合 ^{あり}
第3号	●配偶者の勤務先(または共済組合)を管轄する年金事務所

※平成27年10月より、共済年金は厚生年金に一元化されました。
※60歳以上で、現在年金未加入の方(厚生年金に加入する際に必要になった^{※d})は、最後に加入していた年金種別になります。

□**国民年金(1号・任意加入)の方が市役所で再交付申請をする場合**
持 本人確認書類・認め印
※お手元に届くまで、1カ月半ほどかかります(市役所では再交付していません)。
※既に年金を受給中の方は、原則必要ありません。
問 武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411
▶保険年金課 **田** ☎042-460-9825

事業主の皆さんへ eLTAX(電子申告・
電子申請)が便利です

「eLTAX」は、地方税の申告や届け出などの手続きを、インターネットを利用して行うシステムです。
□**対象となる税目・内容**
●個人住民税(給与支払報告書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書、給与所得者異動届出書^{※か})
●法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)
●固定資産税(償却資産申告書)
eLTAXの利用開始手続き・操作方法などは、eLTAX **HP** をご確認ください。
◇**問い合わせ先**
□**法人の電子証明書取得方法・eLTAX**
eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459
または ☎03-5500-7010 (IP電話・PHSなど^{から})
※平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)
□**個人の市・都民税(特別徴収)**
▶市民税課 **田** ☎042-460-9828
□**法人の市民税**
▶市民税課 **田** ☎042-460-9826
□**固定資産税**
▶資産税課 **田** ☎042-460-9830

確定申告における高齢者の
障害者控除

申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。これを基に確定申告をすると、障害者控除の対象となります。
対 在住の65歳以上の方で、次に該当する方(身体障害者手帳・愛の手帳所持者は申請不要)
●障害者控除…身体障害者3～6級に準ずる、知的障害軽度・中度に準ずる
●特別障害者控除…身体障害者1・2級に準ずる、知的障害重度に準ずる、寝たきり高齢者(約6カ月以上常に臥^{いっ}床し、日常生活に支障がある)
※介護保険の認定者の方は、介護認定調査票に基づく。認定者以外は、障害者控除の対象になることを証明する医

師の意見書(市指定の様式)が必要です。
申 1月4日(金)から、高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)へ
持 認め印
※認定書発行までに2週間ほどかかりますので、お早めに申請してください。
▶高齢者支援課 **図** ☎042-438-4028

子育て

ひとり親家庭等医療費助成制度
～**親**医療証をお送りします～

現況届を提出し、平成30年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、12月末に新年度の医療証(平成31年1月1日～12月31日有効)を郵送します。現況届未提出の方は、至急ご提出ください。
本制度は、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します(課税状況により一部負担金^{あり})。
▶子育て支援課 **田** ☎042-460-9840

市政

補助金・負担金の概要の公表

「市にはどのような補助制度があるのだろう」「補助金を使って、どのようなことが行われているのだろう」という疑問にお答えするため、平成29年度に支出した補助金・負担金の事業目的・補助内容や、補助金を受けている主な団体の概況などを公表しています。
□**閲覧場所** 情報公開コーナー(両庁舎1階)・市 **HP**
▶企画政策課 **田** ☎042-460-9800

田無庁舎市民広場内における樹木の
移植および来庁者用駐輪場

□**樹木の移植**
仮庁舎の整備に伴い、田無庁舎市民広場内にあった樹木については、可能な範囲で移植する方向で検討してまいりました。根の状況など生育の状況を確認した結果、ケヤキは2本のうち1本、クスノキは6本のうち2本のほかサツキの一部を田無庁舎敷地内に移植しました。
□**来庁者用駐輪場**
自転車で来庁の際は、田無庁舎北側駐輪場およびきらっと南側の駐輪場をご利用ください。

皆さんのご理解・ご協力をお願いします。
▶管財課 **田** ☎042-460-9812

選挙

12月1日現在の選挙人名簿登録
者数(定時登録)などが確定

□**登録者数**
男性8万1,396人、女性8万7,136人、計16万8,532人
前回登録者数と比較すると、男性52人増、女性68人増、計120人増加しています。
□**定時登録の要件**
①日本国民
②平成12年12月2日以前の生まれ
③12月1日現在、引き続き3カ月以上本市に居住している(他市区町村から転入した場合は、9月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、8月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた
□**在外選挙人名簿登録者数**
男性89人、女性102人、計191人
□**在外選挙人名簿登録等の要件**
①日本国民 ②登録申請時に満18歳以上 ③在外選挙人名簿に登録されていない ④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
●その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
●本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
▶選挙管理委員会事務局 **保** ☎042-438-4090

募集

市職員募集(平成31年4月1日付採用)

□**試験区分** 建築技術Ⅰ類
□**試験案内** 12月21日(金)まで職員課(田無庁舎5階)・保谷庁舎1階総合案内・市 **HP** で配布
※詳細は、市 **HP** ・試験案内で必ずご確認ください。
▶職員課 **田** ☎042-460-9813

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
✳久保田暁 様(ベビーカー・転落防止柵)
✳匿名(玩具ブロック)
▶管財課 **田** ☎042-460-9812

固定資産税の減額

▶資産税課 **田** ☎042-460-9830

※いずれも工事後3カ月以内に、資産税課へ申告が必要です。

住宅耐震改修工事
□**減額分** 2分の1(住宅面積120㎡^{※c})
□**要件** ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う
●1戸当たりの工事費用が50万円超
□**必要書類** ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修
□**減額分** 3分の1(住宅面積100㎡^{※c})
□**要件** ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築

住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化
□**必要書類** ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{※d})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

住宅の省エネ改修
□**減額分** 3分の1(住宅面積120㎡^{※c})
□**要件** ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修(※2))を行う ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)
□**必要書類** ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票